

～肝がん・重度肝硬変医療費助成のご案内～

1 対象となる方 ※①～⑥の要件をすべて満たす方

- ① 愛媛県内に住民票のある方
- ② 各種医療保険法のいずれかに加入している方
- ③ 高額療養費制度の所得区分が下記に該当する方

年齢区分	所得区分 ※限度額認定証参照	備考
70歳未満	Ⅰ・Ⅱ	
70歳以上	Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ	70歳以上75歳未満の方は自己負担2割 75歳以上の方は自己負担1割又は2割

- ④ B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる、肝がん又は重度肝硬変の方
- ⑤ ④に関連する保険適用の入院・外来^{*}医療（以下、「関係医療」）費によって高額療養費限度額に達した月が、申請する月から遡って24ヶ月の間に1月以上ある方
※外来は、分子標的薬を用いた化学療法・肝動注化学療法・粒子線治療に関するものに限る。
- ⑥ 厚生労働省の治療研究に参加することに同意し、臨床調査個人票及び同意書を提出された方

2 医療費の助成

「参加者証」の交付を受けたうえで、関係医療費によって高額療養費限度額に達している月、かつ過去24ヶ月の間で2月目以上の場合に、当該月の自己負担上限額が1万円になります。
※外来の場合は、一度窓口にて通常通りの医療費をお支払いいただき、翌月以降に保健所へ償還払いの請求をしていただくことで、高額療養費限度額と1万円との差額を助成します。

3 医療費助成の手順

- ① 医療機関に「臨床調査個人票及び同意書（様式2）」「医療記録票（様式6-1）」を作成してもらう。（診断書料がかかる場合があります。）
- ② 住所地を管轄する保健所へ参加者証の交付申請をする。
（必要書類・管轄保健所は裏面をご参照ください。）
- ③ 参加者証の交付を受ける。
- ④ 医療機関にて関係医療を受ける際に、窓口で参加者証を提示する。
 - 1) 入院医療費の場合、医療機関にて精算してもらう。
 - 2) 外来医療費の場合、必要書類（領収書・明細書等）を住所を管轄する保健所へ提出する。

4 参加者証の申請について

医療費助成を受けるには、まず参加者証の申請が必要です。

裏面の書類を全て揃えて保健所に提出した日の属する月の1日から原則1年間の参加者証が発行されます。（有効期間後も助成を受ける場合には、毎年更新手続きが必要です。）

[＜裏面へ続く＞](#)

【全員必要な書類】

- 申請書：様式 1
- 臨床調査個人票及び同意書：様式 2
- 保険者からの情報提供に係る同意書：任意様式
- 医療保険の支給に関する情報を確認できる資料（ア～ウのいずれか）（★）
 - ア 健康保険証の写し（令和 7 年 12 月 1 日までは、使用できます。）
 - イ 保険者から発行される「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」
 - ウ マイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」
- 医療記録票の写し：様式 6（関係医療費によって高額療養費限度額に達した月が、申請する月から遡って 24 ヶ月の間に 1 月以上の記載がある）

【状況によって異なる書類】

① 所得区分

1) 「エ・オ（70 歳未満）」 「I・II（70 歳以上）」の方

- 住民票（本人のみ、発行から 6 ヶ月以内のもの）
- 限度額適用認定等の所得額の適用区分を証明する書類の写し
（限度額認定証、マイナポータルの資格情報画面、（70 歳以上の場合：保険者から発行される「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」でも可 ※医療保険の一部負担金の割合が記載されたものに限る）のうちいずれか 1 つ）

2) 「III（70 歳以上）」の方

- 住民票（世帯全員分である旨と続柄の記載があるもの、発行から 6 ヶ月以内のもの）
- 課税証明書（★）（医療保険上の世帯全員、最新のもの、発行年度が揃ったもの）
※医療保険上の世帯確認のため、世帯全員の医療保険の支給に関する情報を確認できる資料（★）もご持参ください。

② B型肝炎ウイルス性肝疾患のため核酸アナログ製剤治療で肝炎治療受給者証をお持ちの方

- 受給者証の写し
- 自己負担上限額管理票の写し（申請月より遡って 24 ヶ月間）
※紛失等で提出できない場合はご相談ください。

（★）の書類については、マイナンバーの提出により省略することが可能です。

詳細はこちら→

5 問合せ先

- 事業に関するお問い合わせは、かかりつけ医療機関又は下記までお願いします。
愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課感染症対策グループ TEL：089-912-2402
- 書類の提出については、下表の住所を管轄する保健所をお願いします。

保健所	住所	電話番号	管轄市町
四国中央保健所	〒799-0404 四国中央市三島宮川 4-6-55	0896-23-3360	四国中央市
西条保健所	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	0897-56-1300	新居浜市・西条市
今治保健所	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500	今治市・上島町
中予保健所	〒790-8502 松山市北持田町 132	089-909-8757	松山市・東温市・伊予市 久万高原町・松前町・砥部町
八幡浜保健所	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	0894-22-4111	八幡浜市・大洲市・西予市 内子町・伊方町
宇和島保健所	〒798-0036 宇和島市天神町 7-1	0895-22-5211	宇和島市・松野町・鬼北町 愛南町